

自費工事施行承認申請のご案内

自費工事は、申請者が施工業者を選定し、工事費用を負担していただく工事です。

申請受付から承認までの期間の目安

植樹の工事がない場合：10日程度 植樹の工事がある場合：2週間程度

提出書類 正・副2部提出（高島平警察署管内の申請は3部提出）

1. 申請書 2～5の書類を申請書に添付し、正・副とも押印してください。
 - (1) 申請者名 永久的な工事は施主（事業主）名で申請
一時的な工事（復旧時期がわかっているもの）は施行業者名で申請
 - (2) 工事場所 住居表示で記入
 - (3) 工事概要 施行数量が、申請書と計画平面図とで一致するように記入
 - (4) 工事期間 舗装復旧が終わるまでの期間を記入
 2. 案内図 申請箇所（どの道路なのか）がわかるよう、地図にマークしてください。
 3. 現況平面図 道路幅員、ガードパイプや街路灯の設置位置など、申請道路の現況を詳細に記入してください。
 4. 計画平面図 工事目的がわかるように、計画地の配置（車庫の出入口等）を記入してください。
また、工事の種類により色分けをしてください。
 5. 現況写真 正面及び側面から撮影したものを数枚添付してください。（A4の写真帳または別紙に貼付）
- ※構造図 板橋区土木部計画課のホームページからダウンロード及び印刷ができます。
（<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/kei/kei.htm> で「土木部標準構造図」ボタンをクリック）
申請場所の工種はお尋ねください。承認時に変更されることがありますのでご了承願います。

手続及び施工上の注意

1. 植樹帯を撤去または移設する場合は、申請前に樹木の移植等について、管轄の土木事務所に協議して、念書を提出してください。
2. 街路灯を撤去または移設する場合は、申請前に土木部工事課工務係に協議してください。
3. 歩道切下げ、ガードパイプの撤去等の延長が長い場合や、角地での切下げの場合、申請前に所轄警察署と協議していただくことがあります。
4. バス停、交通標識、電柱等の移設をする場合は、申請前にそれぞれの管理者と協議してください。
5. 新築等で、自費工事以外にガス、水道等の引込で道路を掘削した場合、舗装復旧の前に区係員と立ち会って復旧範囲を決めていただきます。
6. 撤去したガードパイプ等の物品は、管轄の土木事務所へお返しください。（承認時に別途指示）
7. 工事が完了したら、土木部管理課占用係へ完了写真を提出してください。
8. 区では施工業者は指定していません。業者が見つからない場合は、下記組合にご連絡ください。
板橋土木事業協同組合 03-3972-5692
9. 路上作業がある場合は、自費工事とは別に、警察の道路使用許可申請手続をして下さい。

手続順序

1. 土木部管理課占用係へ自費工事施行承認申請書及び道路使用申請書を提出、受付印押印（区は自費工事申請書（副）を受領）
2. 所轄警察署へ自費工事申請書（正）及び道路使用申請書を提出、自費工事申請書の意見欄に押印
3. 自費工事申請書（正）を再び土木部管理課占用係へ提出
4. 承認後、土木部管理課占用係で承認書を受け取る

問合せ先 板橋区役所土木部管理課占用係 03-3579-2505（直通）